



No. 580

編集発行人 田中幹夫
治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

〒113-0034
東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター全労連会館内
電話 03-5842-6461
FAX 03-5842-6462
振替 00110-6-97793
定価 50円

青森県版 第364号

〒030-0904
青森市茶屋町11番5号
TEL 017-718-3166
FAX 017-718-3167

青森県本部

二〇二二年度第33回県本部大会(理事会で代行)

八月二〇日(土)青森市リンクステーション4階

第三十三回青森県本部大会は、八月二十日(土)青森市リンクステーションホール四階で開催する予定でしたが、コロナ感染が県内で急速に拡大され、大会を中止し、県理事を開き、大会を代行し、大会議案を討議、決定しました。

当日、大会への激励メッセージを、日本共産党青森県委員会県委員長畑中孝之氏、日本国民救援会青森県本部事務局長三上直人氏、日本共産党衆議院議員高橋千鶴子氏から寄せられました。高橋千鶴子氏のメッセージを紹介します。

治安維持法国賠同盟

青森県本部大会への

メッセージ

歴史的な第40回本部大会を受けての、県本部大会開催に心から連帯の挨拶を送ります。

ウクライナでの戦争が泥沼になっていきます。原発が狙われたり、プーチン大統領が核の使用を否定しないなど、世界的規模の重大な危機です。唯一の被爆国であり、世界に誇れる憲法9条を持つ日本の姿勢が本場に問われています。ではないでしょうか。

核兵器禁止条約に参加せず、

日米軍事同盟の中で核共有が叫ばれていること。NATOなみの軍事費GDP比2%と、アメリカ、中国に次ぐ世界第3の軍事大国になろうとしていること。敵基地攻撃や、これを合理化する憲法改悪など、絶対に許してはなりません。戦前命がけで戦争に反対し、最悪の悪法、治安維持法によって逮捕され投獄された先輩たちの名誉を回復する国賠同盟の運動は、暗黒の時代を絶対に繰り返さないために必要な、まさに現在と将来を守る重要な意義ある運動です。

核兵器の問題に子どもたちが強い関心を示したり、原爆の実態を語り継ぐこと

や核兵器禁止条約締結国会議に参加して世界の仲間と行動する青年たちなど、希望はある、と感じます。ぜひ確信をもって、声を上げ仲間を増やしましょう。

統一教会と自民党の深い関係、とりわけ新内閣の中にも多数の関係議員がいることが連日報じられています。協会幹部が、「勝共Ⅱ共産主義に勝つ」という価値観を共有していると強調したことは見逃せません。そもそも自民党政治の根っこに反共があること、そのこと自身が民主主義の健全な発展を妨げてきたことをこの際明らかにして、創立一〇〇年の日本共産党の存在意義を思い切って打ち出していく時だと決意しています。ともに頑張りましょう。終わりに本日の大会の成功を心より祈念しながら、メッセージとします。

二〇二二年八月二〇日

衆議院議員

高橋千鶴子

治安維持法同盟青森県本部

二〇二二年第33回大会議案

(1) 国賠同盟の目的

(国賠同盟が掲げる基本スローガン)

- ① ふたたび戦争と暗黒政治を許すな！
- ② 21世紀を平和と人権の世紀に！
- ③ 「闘いと抵抗の歴史」を語り、復権を！

(「国」に対しての請願内容)

- ① 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
- ② 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと
- ③ 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること

(国賠同盟活動の基本)

(二つの運動目標)

- ① 治安維持法犠牲者等に対する国の謝罪と賠償の実現
- ② 治安維持法犠牲者等が憲法の平和と民主主義の礎を築いた功績の顕彰措置を実現

(四つの活動の基本)

- ① 二〇二〇年代の早い時期に数万人の会員を擁する同盟めざし会員の拡大と支部結成を
- ② 国会請願署名自主目標達成とすべての地方議会での意見書採択の運動を
- ③ 犠牲者等の発掘と名簿化・顕彰しその成果を「歴史の記憶

第33回県本部大会役員

二〇二二年八月二〇日

会長
副会長
事務局長
理事

監査
顧問

館田篤一 橋本誠一 鎌田哲成 荒尾次枝 新谷徳礼 一戸信行 内田弘志 江刺孝均 工藤孝夫 窪田恵子 沢目亮子 色摩文明 外崎久美子 砂野悦子 中野勉 沼田富治 平川弘彦 細川弘 松島政明 安藤治 佐藤和子 野村美津男 高橋千鶴子 中嶋千鶴子 野村千鶴子 門倉けい子 高杉さと

山毛榉

◆今年2月によんどころない事情により、91歳になる母を施設に入所せざるを得なくなつた。本人もいやだつたろうが、半分だますようにつれていった方も心が痛んだ◆それから問題だつた。私の実家にはいくらかの田畑がある。これを管理してくれる人を探さなければならなくなつた。近い親戚が集まり相談したが、その方々も「田んぼ」を貸しているか、これ以上は作れないことが分かつた◆幸いにも借りている人がわかり、引き続き耕作していくことができたが、その中身がくぜんとした。作付のほとんどが「飼料米」だつた。母が元気なころは「うちの田んぼは良い米ができる」とくちくせのように話していた。実家の隣の人も同じことを言っており、田んぼを五町歩作っている人も「飯米は五反歩だけ」とは飼料米だと話す。『おかしくないか。瑞穂の国と言われた国で「減反しろ」米を作るなどというのは、日本の食糧需給率は30数%、外国から食糧の輸入が止められたら終わり。作るところのあるものは十分に作らせ、コメの価格保証をして自給率を高め、二年分くらいは貯蔵し、それ以上は食糧不足の国に援助すればいいじゃないか』と話してくれた◆そんな農政に苦しみながらも選挙は「NO政」の自民党に入れる。話を聞いて「これこそおかしくないか」と感じた。

(R)

遺産」として後世に伝えていく

④ 会費・募金の強化など中央・県・支部の諸活動を支える財政の確立

(2) 目的を達成するための諸活動

① 国会請願署名活動

② 地方議会請願活動

③ 顕彰・語りつぐ活動

④ 国賠同盟を多くの人々に知らせていく活動（街宣など）

⑤ 学習活動（同盟内外にむけて）

⑥ 他団体との協力・共同行動

⑦ 全国や東北同盟との連帯・交流

同盟東北ブロック交流集会の成功（同盟東北6県会員の学習と交流）

同盟全国女性交流集会の成功

(3) 諸活動を支える基盤の確立

⑧ 組織力の強化

★ 会員拡大・民主的運営・支部活動の充実などの強化

★ 「女性部」の組織強化

★ 「青壮年部」確立の足がかりを

⑨ 財政を安定・強化させる活動

二〇二二年度の活動と二〇二二年度にむけての方針

1、国会請願署名

（目的・意義）

☆ 国会決議を勝ち取るための最大の行動（第二の参政権）

☆ 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定をめざす

（二〇二二年度の活動報告）

① 二〇二二年度の署名目標は各支部の目標を合算し六〇〇〇筆に変更。県本部理事会にて各支部ごとの自主目標が出されこの数字を目標に進めていくことを確認しました。また「不屈通信」などで繰り返し要請をおこないました。署名到達は一九四二筆（32.3%）となり目標未達成という結果となりました。

（二〇二三年以降の署名到達数）

二〇一三年度	六〇九五	(76%)	目標	八〇〇〇
二〇一四年度	五一一六	(64%)	"	"
二〇一五年度	五四九三	(69%)	"	"
二〇一六年度	四七六七	(60%)	"	"
二〇一七年度	四四六一	(56%)	"	"
二〇一八年度	三七一九	(46%)	"	"
二〇一九年度	二七一五	(34%)	"	"
二〇二〇年度	二二七六	(33%)	目標	七〇〇〇
二〇二一年度	一九四二	(32%)	目標	六〇〇〇

全国合計は八五五三筆で五年連続二〇万筆を割り、二〇二〇年度に続き一〇万筆を下回る結果となりました。この傾向は青森県でも続いています。

○ 署名を集める行動は国賠同盟を多くの人々に理解してもらう重要な役割です。

○ 署名を集めてくれる協力会員数、署名集約数が少ないという大きな課題をどう克服していくか、四四〇名の会員の力をどう発揮してもらうかの具体化を検討し実行しない限り展望は開けません。

② 二〇二二年国会請願行動は五月十一日二十三都道府県一〇八名の参加でおこなわれました。（青森は不参加）。国政選挙で同盟の要求に賛同する紹介議員を増やすことが重要です。

(二〇二二年度の方針)

- ① 二〇二二年度の署名目標については六〇〇〇筆とします。
「有権者比1%」(青森県では一一、〇〇〇筆)の中央目標をめざすことが重要です。会員一人あたり十五名の目標となります。署名数減少の流れをどう打開していくのかの検討を全支部で取り組み、全会員が参加する取り組みを作り上げていくことに全力を上げます。
- ② 署名内容をもう一度学習しましょう。署名要求項目と現在の「戦争法廃止」「共謀罪廃止」「憲法守れ」の運動との関連を深めることが今後の署名活動の進展につながります。

2、地方議会請願

(目的・意義)

☆「国会決議」を勝ち取るうえで地方からの決議は大きな力

(二〇二二年度の活動報告)

国賠同盟は「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)を成立させる国会決議をめざしており、この実現に向けて地方議会での請願行動・採択は大きな力となります。
西北支部が五所川原市議会に提出した国会請願が二〇二〇年十二月十七日に可決され、その後、弘前支部が弘前市議会への請願行動に取り組んでいます。

(二〇二二年度の方針)

- ① 全支部で地方議会請願行動に取り組むこと。一つの成功例は全国・県への大きな励みになります。また採択に至らずとも議会議事録に残ります。
- ② 請願行動を多くの支部会員で取り組む(学習・資料作り・議員への要請行動など)体制をつくることが運動であり力

となります。支部全体で行動しましょう。

- ③ 県内全市議会への請願を引き続きおこなうよう計画をつくり実行に移します。また今年度青森県議会への提出を行います。

3、犠牲者顕彰と語りつく活動

(目的・意義)

☆侵略戦争と大弾圧の時代に生命をかけて活動した先達の人々の生き方、そしてその時代を深く学ぶこと

(二〇二二年度の活動報告)

(1) 三・一五、四・一六大弾圧記念集会

四月開催を目指す県同盟最大の集会は昨年に続き三年連続で中止となっています。また県本部結成三〇周年事業もおこなうことができていません。コロナの状況を踏まえ開催をめざします。

(2) 第33回相沢良を語りつくつどい

「コロナ禍」が続く中、三年ぶりに相沢良碑前祭を行い、県内各地から四七名の参加があり一七、一〇六円の募金も寄せられました。

(3) 「永島暢子を偲ぶ会」墓前祭「菊の花忌」

二〇二二年四月十二日八戸市大慈寺の永島家墓所において第九回永島暢子を偲ぶ「菊の花忌」がおこなわれました。
永島暢子は旧名川町(現南部町)出身の社会運動家、女性解放運動の先駆者です。永島暢子を顕彰しその遺志を引き継いでいく目的で二〇一四年から毎年埋葬された四月十二日に偲ぶ会が主催しおこなわれています。九回目となる今回一五名が参し遺志の継承を誓いました。

(4) 治安維持法犠牲者名簿の作成

橋本副会長がライフワークとして心血を注いだ名簿は二〇一八年六月に完成しました。二九五名が掲載されています。今後の同盟活動の大きな資料として生かしていきます。

(二〇二二年度の方針)

① 三・二五、四・一六大弾圧集会は一九九一年（一九九〇年に県本部創立）に第一回を開催して以降二十六回開催しており全国に誇れる県同盟の「先強から託された宝」です。今回は映画「わが青春はつきるとも―伊藤千代子の生涯」上映を計画しています。

② 「相沢良を語りつづつどい」「永島暢子墓前祭」は顕彰活動として県同盟が次世代に引き継いでいくべき内容をもった行事です。県民に知らせていく方法等について検討し来年以降も充実した、より参加者も増える取り組みをめざします。

③ これからも過去の侵略戦争と弾圧に関わる事実を学ぶとともに、同盟がやらなければならない「闘いと抵抗の歴史」を語り伝えるという重要な役割に沿うテーマを追求していきます。特に青壮年の参加増、計画に関わることができるような企画について検討していきます。

④ 県内各地域における犠牲者発掘・顕彰活動に取り組みます。支部によるこの活動を支部活動のメインのひとつとして推進できるように検討していきます。

4、宣伝活動

(目的・意義)

☆「国賠同盟」の存在と活動内容を知ってもらい、理解してもらい、共に「戦争反対」の行動をやりましようと呼びかける（同盟運動を国民運動に！）

(二〇二二年度の活動報告)

(1) 二〇二二年八月十五日、国賠同盟が毎年おこなっている終戦記念日行動では四支部で地域での街頭宣伝（東青・弘前・上十三・下北）をおこないました。青森市では十三名が参加しました。弘前市では二ヶ所で、のべ四一名で小さなバタパタつるをつけたチラシ一三〇枚余りを対話しながら手渡しました。上十三支部では四名、二ヶ所で街頭活動をおこないました。下北支部では下北9条の会と共に街頭を実施。五支部でチラシ折込（県全体で三七九〇枚）をおこないました。

(2) 県・東青では二〇一四年九月から毎月一回の街頭を実施、二〇二二年五月の行動で八五回となりました。この間たびたび「コロナ禍」により不定期な実施を余儀なくされました。弘前支部は一二月八日に街頭活動。上十三支部では記念日（2/20小林多喜二虐殺された日・3/15・4/16・8/15・12/8）でも街頭活動をおこなっています。

(二〇二二年度の方針)

① 全支部での街宣の実施・定例化を目指します

② 多くの会員が参加できるような呼びかけと方法などを検討していきます

5、学習活動

(目的・意義)

☆同盟は戦争・抵抗・弾圧の実態を広く深く知り・学び・伝えていくことが原点

☆先の戦争を学び活動に生かすことが自公政権と闘う大きな力

（二〇二一年度の活動報告）

① 国賠同盟は一九六八年三月十五日、青森県本部は一九九〇年四月二十一日結成。創立当初は「治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を」の要求を全面に、現在さらには「闘いと抵抗の歴史を語り復権を」を掲げ運動を続けています。自公政権は現在も「治安維持法は適法に制定。謝罪も賠償も必要ない」との許されない対応をとっています。この攻撃に対抗するには「歴史的事実を基にした、国民の立場に立った歴史認識を「学習」し多くの人々に知らせていく活動が求められます。

② 各支部での様々な学習活動

○ 東青支部会議では月一回の定例理事会時、主に情勢を中心に「治安維持法と現代」を使って毎回学習を行っています。

○ 弘前支部では月二回の定例役員会のうち一回を「治安維持法と現代」などを使い毎回学習に充てています。

○ 下北支部では八月十一日の支部総会時会員による「太平炭鉱病院看護師の悲劇」について学習しました。

○ 西北支部では五月二十日の支部総会で「治安維持法犠牲者―小笠原文次郎」などについて学習しました。

（二〇二一年度の方針）

① 全支部で「学習」が基本的活動として定着するような形をめざします。

② 「出張出前学習会」の開催要請を民主団体に再度働きかけていきます

③ 戦争体験や侵略戦争、弾圧と抵抗の歴史を青壮年層に伝えていく活動をどう具体的に作っていくのかの検討をしていきます。「青森県同盟学習テキスト・資料」の活用も検討し

ていきます

④ 治安維持法や国賠同盟活動を紹介するうえで「DVD種まく人びと」、映画「わが青春はつきるとも―伊藤千代子の生涯」の活用を図っていきます

6、他団体との協力・共同

（目的・意義）

☆「九条守れ」「共謀罪廃止」など国民弾圧法を許さない共同行動を広げていくことに全力をつくす

（二〇二一年度の活動報告）

① 「コロナ禍」の影響によりさまざまな集会等が縮小や中止となりました。しかし自公政権は国民生活破壊、平和破壊の道突き進み憲法改悪を自公プラス維新の会との協同で実現しようとしています。これらとの闘いは国賠同盟として、また地域での同盟会員・9条の会員として取り組みを進めています。

② この間消費税、原発、年金、平和、憲法など様々な集会・行事に同盟、同盟会員として参加し協力・共同の闘いの一翼を担って奮闘しました。

（二〇二一年度の方針）

① 「戦争法廃止」「憲法守れ」「共謀罪廃止」などの共同の闘いに全力を尽くします

② 特に「戦争」「権力による国民監視・弾圧」に関係する闘いについては国賠同盟が組織の存在意義をかけて取り組むべき課題です。この闘いにおける同盟ならではの貢献（戦争反対）の闘いに、より確信を持つことができる学習での協力などを検討していきます

7、国賠同盟東北ブロック交流集会

(目的・意義)

☆国賠活動全般について他県連の報告や交流を通し直に学ぶことができる場

(二〇二一年度の活動報告)

①二〇二一年秋に福島において開催予定の東北ブロック交流集会は中止になりました。

②二〇二一年八月一七日盛岡において「同盟東北ブロック各県交流会」がおこなわれ各県の会長・事務局長が参加、東北ブロック交流集会在中止となったことを受け東北全体の同盟運動の状況や課題について討議がおこなわれました。

(二〇二二年の方針)

①二〇二二年東北ブロック交流集会在福島は各県から三、五名の参加とし、九月中旬を予定しています。

8、青森県同盟の組織強化

★民主的運営・支部活動の充実・会員拡大など

(目的・意義)

☆「ふたたび戦争と暗黒政治の道」をめざし暴走する安倍政権と対峙する組織の確立

☆過去の侵略戦争・国民監視と弾圧に向き合う唯一の全国組織

☆民主的な組織運営・支部活動の充実こそ組織発展の「要」

(二〇二一年度の活動報告)

(1) 民主的・原則的な組織運営、支部活動の充実をめざす

① 県本部は月二回の事務局会議、県本部理事会は二ヶ月に一回開催とする予定を組んでいますが、今本部大会時は「コロナ禍」のもと二〇二一年七月、十一月、二〇二二年五月の開催になりました。今後も予想される「コロナ禍」での理事会開催を工夫する必要があります。

「県版不屈」についても課題があります。「コロナ禍」により同盟や民主団体がおこなう企画・行事などが中止に追い込まれているため記事不足となっています。当面各支部で月ごとに二面の記事を持ち回りで書くことにしました。

② 同盟中央についても二〇二一年六月の全国大会は中止となり、二〇二二年六月に大会が開催されました。

(2) 同盟会員の拡大について

会員数

二〇一三年七月三十日 (国賠同盟全国大会時)	三一七名
二〇一四年七月十二日 (青森県本部25回大会時)	三二三名
二〇一五年七月十一日 (青森県本部26回大会時)	三四七名
二〇一六年七月三十日 (青森県本部27回大会時)	三六一名
二〇一七年七月 八日 (青森県本部28回大会時)	三七七名
二〇一八年七月 七日 (青森県本部29回大会時)	四一八名
二〇一九年八月 十日 (青森県本部30回大会時)	四四一名
二〇二〇年七月十七日 (青森県本部31回大会時)	四四九名
二〇二一年六月三十日 (青森県本部32回大会時)	四四二名
二〇二二年六月 (青森県本部33回大会時)	四二六名

この一年間での会員の推移は六月三十日現在会員増(3)名、会員減(19)名となり(16)名減で(426)名となりました。

この間着実に会員を増やしてきた県同盟は残念ながら昨年

に続きマイナス成長となりました。各支部の目標拡大数は五〇〇名を超えています。「コロナ禍」の困難さを踏まえつつ三八支部結成時の大奮闘(経験・教訓など)をあらためて学び直し、着実に前進するスタイルの構築が求められます。

(二〇二二年度の方針)

- ① 県、支部での原則的・民主的運営を進めます
- ② 支部と会員との結びつき、ネットワークの構築に全力をあげます
- ③ 会員拡大は組織の目的達成の大きな力。会員五〇〇名の足がかりを築きます
- ④ DVD「種まく人びと」を活用し小集会などあらゆる場面でも上映会を進めましょう
- ⑤ 県全体の会員名簿管理をします(各支部で作成している会員名簿を基本に)

★「女性部」の組織強化

(目的・意義)

☆戦前選挙権も認められず、自由も人権も大幅に制限、無視され抑圧された時代と、その中で戦った先達の活動を学び、生かす

(二〇二二年度の活動報告)

青森県女性同盟員は県本部・支部活動の中心を担っています。女性の組織率はどの支部も半数近くになっていますが、支部女性部はまだ一つも確立されていません。県本部女性部も役員体制が取れない状況が続いています。同盟中央は「県・支部の女性部確立を早急に」と呼びかけています。その理由として

① 女性部は、女性犠牲者が治安維持法による過酷な弾圧に抗して、女性の地位と尊厳を確立するために生命を賭して闘い抵抗した歴史を受け継いでいる

② 女性他団体との交流によって同盟への理解と影響力を広げること、このことを踏まえ女性会員の比率を高め組織化を目指すことが求められます。

*二〇二一年十一月に予定されていた「第30回同盟全国女性交流集会」は中止となりました。二〇二二年十一月六〜七日湯河原で開催が予定されています。

*二〇二二年一月二十九日にアウカ5階で「女性解放運動の原点を問う」(パンフ)をテキストに決め準備していましたが、一月中旬コロナの市中感染が急激に広がるなかで青森市は全施設の使用を中止したため開催できませんでした。この企画は市民に国賠同盟の活動内容をアピールできる絶好の機会として重視し今後力注いでいきます。

(二〇二二年度の方針)

- ① 支部での女性部づくりに力を注ぐこと、県本部女性部の役員体制確立を急ぎます。
- ② 国賠同盟第31回全国女性交流集会(二〇二二年)への取り組みを強め全支部からの参加をめざします。

★「青壮年部」確立の足がかりを

(目的・意義)

☆同盟運動を次世代に引き継ぐこと、青年の「戦争反対・平和」要求実現を共に

(二〇二二年度の活動報告)

治安維持法犠牲者の現存者が数名ほどになりました。相沢

絵手紙



野坂峯子（東青支部）

☆活動内容と財政のアンバランス、活動の多くをカンパに

（目的・意義）

9、財政の課題

良や小林多喜二など当時生命を賭して闘いぬいた活動家の多くは二〇代、三〇代の青年でした。このことも含め多くの青年への呼びかけは重要です。今後の同盟を考へても青年層との対話、組織化は必須の課題です。一歩でも進むよう対策をしていく必要があります。

（二〇二二年度の方針）

- ① 青壮年会員の人数、所属などを把握し、会員を増やします
- ② 「青壮年部」結成の足がかりをつくります
- ③ 戦争・平和・国民への監視弾圧などについての「青年の思いや要求」を把握することに努め、共に実現をめざす行動をめざします

依拠する現状を少しでも改善していく道の追求
 ☆より合理的で実務軽減につながる会費請求・納入制度・体制の検討

（二〇二二年度の活動報告）

会員拡大をさらに進めるためには入会後の集金体制、お金や帳簿の管理体制の確立が重要です。会員との信頼関係にも影響します。

① 二二〇名を擁する東青支部では会費納入制度の改善を進めて四年目となり成果が見えてきています。コロナ禍の中、会費の回収率は90%の到達「会費を集めることは会員の心を集める活動」と位置づけ会員訪問を続けてきました。組織のブロック体制・班づくりが急務です。また多くの会員の会計把握が困難をきたしつつあるのも大きな問題として存在し、このことが会員拡大に少なくない影響を及ぼします。担当者の複数化が緊急の課題です。

② 中央財政・青森県本部財政も会費だけでは組織活動はできず、年末カンパをはじめ必要時に会員内外にカンパをお願いしています。しかし同盟の活動を縮小させることは情勢的にもできません。さらに大きくしていくためにも会員の拡大と、そしていまだ手をつけていない会費以外の活動賛助制度の開始をめざします

（二〇二二年度の方針）

- ① 中央本部・県本部・支部財政を支える会員増に全力をあげる
- ② 会費以外のカンパ活動についてはより多くの会員・会員外の方に幅広くお願いするための具体策を検討していく
- ③ 活動賛助制度の検討と具体的開始



私が出会った子どもたち……(46)

深いとつろで分かりあつてほしい —今の境遇の中で精一杯生きている子ども達—

相談室 工 藤 ふ み

お父さんから電話が来た

五年 章

お父さんは山口県に行つてしまつた。

いつも携帯で話をしてる。

「いつ帰ってくるの。」と云うと

「春らへんに帰つて来る。」と云う。

「仕事がんばっているから。」と云う。

「ぼくもがんばらないといけないなあと思う。」

お父さんは、

ぼくの健康を心配している。

ぼくの声がかれていると、

「元気にしているか。」という。

青森に二ヶ月しかない。

電話していたら寂しくなつた。

早く春にならないかなあ。

家にもつといて欲しいなあ。

あまり無理をしないで仕事をすればいいなあ。

父親が遠くに働きに行つている章。普段は祖母と弟の三人暮らしです。祖母は孫の世話が大変だけれど、頑張るしかないと言っていました。学級の子ども達も章のお父さんが遠くで働いて

ている事を知っています。

はかまいり

五年 真子

一月一日

お父さんのはかまいりに行つた。

雪がたたくさん積もつていて、

行くのに大変だつた。

はかの周りにもたたくさん雪が積もつていた。

ろうそくをどこにおくかちよつとこまつた。

とても静かで

カラスの声しか聞こえなかつた。

おとうさん、

こんな静かなところでさびしくないかな。

寒くないかな。

真子の父親は、私が受け持つ数ヶ月前に突然亡くなりました。私が前に受け持った学年に姉がいたので知っていました。お悔みに行つた時、真子は何も話さず、じつとしていたことを覚えています。真子は普段でも、発表も活発ではなく、日記などあまり書かない子です。この学級では、六年生で、利の父親も亡くなるという悲しみがありました。

1 / 27 星

六年 西

今日の部活の帰り、

「あつ、月出てる、月。」と、京が

言った。その周りには、二、三個の星があつた。京はそれを見て

「あのどれかの星がさ、利の父ちゃんかなあ。」と、小声で言つた。

私はそうだなあと思つた。たつた一人の利の父ちゃん。まだ利は六年生なのに、きつと利の父ちゃん

の星は、一番輝いていて、家族のこと、利のこと、ずっと

ずっと一生見守っている。だから、利も父ちゃんの輝きに負けない

ようにがんばらなくてはいけない。

利がんばれ

六年 洸

利の父ちゃんが死んだ。

おれにも父ちゃんがいらないけど、死んでないからまだましだ。

利はまだ十一才だ。

まだ十一年しかいっしょにいないきつとこれから父ちゃんがいればとか思うと思う。

きつと、

つらいのは今からだと思う。

けど、利がんばれ。

父のいないものとして

いっしょにがんばろう。

利の父ちゃんに世話になつた

六年 博

「わあの父つちゃ、死んだ。」

利が言つた。

「うそ。」

びっくりした。

利の父ちゃんが死んで、

友だちで一番初めに知つたのは、

ほくかもしれない。

信じられないまま、

家に帰るとちゅう、

つりに連れて行つてもらつたことが頭にうかんた。

「ほら、ちゃんと足場確認して

歩け。」とか、

「えさのつけかたは、こうして

こつやつて、ほら。」とか、

いろいろ教えてくれた。

「よががつたなあ。」

と、声をかけてくれた。

でも、帰り道とかになると、

おなかを押さえながら車に乗る。

あんなに危ない腹なのにつりに

連れて行つてくれて。

と思いつながら歩いていたら、

じいんと涙がこぼれてきた。

世話になつたな。

父親を亡くした子が少し多かったこの学級では、お互いに気持ちを出し合い、分かり合つていたように感じました。六年生の冬、利も、祖父と二人暮らしの貴も、祖母と三人暮らしの章も、弟の世話をしている洸も、他の子達も、みんな一生懸命家の仕事を手伝い、雪かきをしていました。私は学級通信で、遅く生きて欲しいと願ひながら、子どもたちが頑張る姿を伝えるだけでした。